公告番号第１７２号
令和８年１０月２１日

公　告

分任契約担当官
陸上自衛隊滝ケ原駐屯地
第４３３会計隊長　中田　道夫

分任契約担当官 陸上自衛隊滝ケ原駐屯地第４３３会計隊長之印

下記のとおり一般競争入札（不用物品売払）を実施するので、入札心得等関係事項を承知した上で参加されたい。

記

1　競争入札に付する事項

件　　名	規　格	単位	数量	搬出期限	搬出場所
使用済車両売払い別紙内訳書のとおり				代金納付の日から５日以内 （令和８年２月２６日までに搬出）	陸上自衛隊 滝ケ原駐屯地

2　競争入札に参加する者に必要な資格及び条件

(1)　過去の使用済車両売払い入札にて、解体・破砕証明書の未提出があったことがない者

(2)　予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第７０条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中特別の理由がある場合に該当する。

(3)　予決令第７１条の規定に該当しない者であること。

(4)　令和７・８・９年度の全省庁統一資格において「東海・北陸」の競争参加地域の資格を有し「物品の買受け」で、「C」等級以に格付けされた者であること。

(5)　契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(6)　都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が行う公共事業等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者の参加は認めない。

(7)　使用済自動車の再資源化等に関する法律に規定する「引取業」、「フロン類回収業」、「解体業」及び「破砕業」のすべてを満たす者であること。

(8)　中小受託事業者として承認されたものは同一入札に参加することを禁止する。

(9)　下記の書類を期限までに提出した者であること（メール、ＦＡＸ、郵送可）【期限までに提出が間に合わない場合は一度ご連絡ください。】
ア　資格審査結果通知書の写し　【期限：令和８年１１月４日（水）１３時まで】
イ　市場価格調査書　【期限：令和８年１１月４日（水）１３時まで】
ウ　引取業者及びフロン類回収業者登録通知書の写し（更新申請中のものはその事実がわかる書類）
【期限：令和８年１１月４日（水）１３時まで】
エ　解体業及び破砕業許可書の写し（更新申請中のものはその事実がわかる書類）
【期限：令和８年１１月４日（水）１３時まで】
オ　自動車の輸送を再委託する場合は再委託承認申請書　【期限：令和８年１１月４日（水）１３時まで】
注意：下請負者として承認された者が、入札に参加することは禁止
カ　仕様書に基づく解体及び破砕の工程予定表（案）（様式自由※官側の作業への立会時期を明記する）
【期限：令和８年１１月４日（水）１３時まで】
キ　解体・破砕作業場については申請する（様式自由）【期限：令和８年１１月４日（水）１３時まで】

3　契約条項を示す場所
陸上自衛隊滝ケ原駐屯地　第４３３会計隊　契約班

4　現場説明会・現場確認の日時及び場所
現場説明会は実施しない。
現場確認は個別に対応するため、入札参加者は事前調整の上、必ず実施すること。
この際、本公告末尾に記載の問い合わせ先（現場（物品）に関する問い合わせ）まで事前に連絡すること。

5　入札の日時及び場所
(1)　日　　時　：　令和８年１１月１０日（火）　　９時２０分
(2)　場　　所　：　陸上自衛隊滝ケ原駐屯地　業務隊隊舎１階　会計隊入札室

6　保証金
(1)　入札保証金：　免除
(2)　契約保証金：　免除

7　違約金
(1)　落札者が契約を結ばない場合、入札金額に消費税相当額を加算した金額の１００分の５以上を徴収する。
(2)　落札者が契約を履行しない場合、契約金額の１００分の１０以上を徴収する。

8　損害賠償金請求に関する事項

(1)　自衛隊車両を転売して一般市場に流通させた場合又は外装部品を転売して自衛隊車両と同様の外観を有する車両を一般市場に流通させるに至った場合は、契約金額の１０パーセントに相当する金額の違約金を徴収するとともに、実際の損害の額があらかじめ約定した違約金の額を超過する場合には、超過分の損害につき賠償を請求する。また、一般市場に流通させるに至らなかった場合でも、その未遂があった場合には、契約金額の１０パーセントに相当する金額の違約金を徴収する。

(2)　解体証明書及び破砕証明書が履行期限を過ぎても未提出あるいは遅れて提出された場合、並びに、証明書に虚偽の記載があることが判明した場合は、契約金額の１０パーセントに相当する金額の違約金を徴収する。

9　落札決定方法

(1) **総品目総額(税抜)**とし、予定価格以上の最高価格で申し込みをした者とする。但し落札となるべき最高入札者が二人以上ある場合は、抽選により落札者を決定する。

(2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10(軽減税率対象品目については100分の8)に相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100(軽減税率対象品目については108分の100)に相当する金額を入札書に記載すること。

10　入札の無効

(1)　第２項に示す競争入札に必要な資格のないものが行った入札

(2)　電報、電話、ＦＡＸ、メール等による入札

(3)　郵便等による入札で、入札開始日前日１７時までに未着のもの。（到着の確認は発送者の責により行うものとする。）

(4)　入札書に記載された入札金額、件名及び入札者の氏名が判明しがたい場合（入札者の記名にあたっては、代表者（責任者）のほか担当者の氏名を記載のうえ、連絡先も記載すること。ただし代表者（責任者）が記名・押印する場合は、担当者の氏名及び連絡先の記載は不要とする。）

(5)　入札書に記載された金額が訂正されている場合

(6)　その他入札に関する条件に違反した入札

(7)　入札に付する事項に変更又は修正が発生し、変更の公告がなされた場合において、その確認をし、変更又は修正をしていない者の入札

(8)　入札書に「暴力団排除に関する誓約書」に同意した旨の記載又は誓約書の提出及び「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等に同意する旨の記載がない者の入札

(9)　**現場確認をしていない者の入札**

(10)　**下請負者として承認された者が行った入札**

11　契約書の作成

契約金額の如何に係わらず、落札決定後遅滞なく「陸上自衛隊駐屯地用標準契約書」の様式により契約書を提出する。

12　適用する契約条項

(1)　不用物品売払契約条項

(2)　談合等の不正行為に関する特約条項

(3)　暴力団排除に関する特約条項

(4)　売払い物品の解体に関する特約条項

※「売払い物品の解体に関する特約条項」第１条の表中、「番号」を「車台番号」に、第３条を「第１条に掲げる売払い物品の所有権は、乙が甲に対して解体及び破砕の完了を届け出て、甲が承認したときをもって甲から乙に移るものとする。」として使用する。

13　その他

(1)　当隊所定の「**入札心得等**」を熟知の上参加すること。
（「東部方面会計隊」のホームページを確認すること。）

(2)　入札日時に遅れた者の入札は認めない。

(3)　代表者以外の者が入札に参加する場合は、入札時に「委任状」を提出すること。

(4)　初度入札で郵便による入札参加者があった場合の再度入札の時期は次のとおりとする。

ア　日時：令和８年１１月１１日（水）９時２０分

イ　場所：陸上自衛隊滝ケ原駐屯地　業務隊隊舎１Ｆ　会計隊入札室

(5)　当該売払部品等を輸出する場合、輸出貿易管理令に基づき経済産業大臣の許可が必要

入札に関する事項の問い合わせ先
陸上自衛隊滝ヶ原駐屯地　第４３３会計隊　契約班
ＴＥＬ０５５０-８９-０７１１　（内線　３４４）
メール 433fin-ea@inet.gsdf.mod.go.jp
担当者：加藤

現場（物品）に関する問い合わせ
陸上自衛隊滝ヶ原駐屯地　業務隊　補給科
ＴＥＬ０５５０-８９-０７１１　（内線　３５９）
担当者：佐藤

別紙内訳書

	品　　名	規　　格	単位	数 量
1	鉄屑	鋳物	kg	104.70
2	鉄屑	H3	kg	2,956.90
3	鉄屑	H4	kg	104.70
4	銅	下	kg	12.70
5	真鍮	鋳物	kg	1.00
6	ゴ ム	ガラ	kg	451.50
7	未価値品	ガラ	kg	98.40
	合　計			3,729.90

調達要領指定書	発簡番号	
	調達要求番号	第　6　号
	調達要求年月日	令和8年10月14日
	作成部隊	滝ヶ原駐屯地業務隊
	作成年月日	令和8年10月14日
品名	使用済車両売払い	
仕様書番号	GV－Z001016	

指定事項

1　仕様書４．１　提出書類の提出先

表１について示す書類の提出先は１，３，４，５及び６については滝ヶ原駐屯地業務隊補給科。２、３及び４については、東部方面会計隊第４３３会計隊に提出するものとする。

2　契約相手方による解体及び破砕（溶解を含む。）の要領

外装部品の解体

(1)　解体・破砕図に基づき作業を実施する。

(2)　解体・破砕作業場は、官側の指定する場所・施設等により実施する。

(3)　解体・破砕作業を履行するにあたり、解体・破砕作業場の解体業及び破砕業の許可申請又は変更の届け出を法律主観部署への届け出・申請は、必要により実施する。

(4)　履行終了後、申請等により許可を受けた解体業及び破砕業の廃止に伴う廃業の届け出は、必要により法律所管部署へ提出する。

3　その他

作業に従事する者等（車両含む。）に関し、官側が必要とする資料等の提供に応じるものとする。

調達要求番号：

陸　上　自　衛　隊　仕　様　書			
物品番号		仕　様　書　番　号	
使用済自動車（被けん引車，二輪，大型特殊等）の売払い		ＧＶ－Ｚ００１０１６	
		防衛大臣承認	年　月　日
		作　成	令和８年３月５日
		変　更	年　月　日
		作成部隊等名	補給統制本部　火器車両部

1　総則

1.1　適用範囲

この仕様書は，陸上自衛隊において実施する使用済自動車（被けん引車、二輪、大型特殊等）の売払いについて規定する。

1.2　用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は，次によるほか，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１による。

1.2.1

使用済自動車

陸上自衛隊で不用となった車両をいう。

1.2.2

自動車リサイクル券

“使用済自動車の再資源化等に関する法律”（以下，自動車リサイクル法という。）第７３条に規定する再資源化預託金等の構成要素を含んだものをいう。

1.2.3

引取り

自動車リサイクル法に規定される使用済自動車の引取りを行う工程をいう。

1.2.4

解体・粉砕

自動車リサイクル法に規定される解体工程及び破砕（溶解を含む。）工程をいう。

1.2.5

売払い車両

契約の相手方に対し、解体・破砕を前提に引き渡した車両をいう。

1.3　引用文書等

1.3.1　引用文書

この仕様書に引用する次の文書は，この仕様書に規定する範囲内において，この仕様書の一部を成すものであり，入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a)　**仕様書**

ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１　陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

b)　**法令等**

使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成１４年法律第８７号）

使用済自動車の再資源化等に関する法施行令（平成１４年政令第３８９号）

入札及び契約心得［陸幕会第３１７号（２７．３．５）別冊第１］

1.3.2 関連文書

不用決定した物品（供与品を除く。）の売払いについて（通達）［陸幕４第２７５号（４４．１０．１）］

2 売払いに関する要求

2.1 一般的要求事項

一般的要求事項は，次による。

a) 契約の相手方は，自動車リサイクル法に示す４つの業種の資格（引取業，フロン類回収業，解体業及び破砕業）をもつ者又は引取業の資格をもち，他の３つの業種を他の業者に下請けさせる場合は，入札開始前までに“下請負承認申請書”を提出し，承認を受ける。

b) 契約の相手方は，過去の売払い車両の解体・破砕及び売払いにおける解体証明書又は破砕証明書が履行期限を超えて未提出の状態であってはならない。

c) 契約の相手方は，自動車リサイクル法に基づき，売払い車両の引取り，引渡し及び解体・破砕を実施するほか，必要な機材，作業車などは，契約の相手方が用意する。

d) 売払い車両の引渡しなどに関する事項は，調達要領指定書によって指定する。

2.2 引渡し

引渡しは，次による。

a) 契約の相手方は，官側から売払い車両の引渡しの段階で，受領書を官側に提出する。
なお，売払い車両の所有権は，4.1 の提出書類全ての提出が完了するまで官側に留保する。

b) 契約の相手方は，2.1 a)によって，他の業者に下請けさせる場合は，官側から引渡された売払い車両を解体・破砕のために他の業者に引渡してもよい。

c) 契約の相手方は，売払い車両の引渡しに際し事故防止に万全を期さなければならない。

2.3 自動車リサイクル券の手続き

契約の相手方は，売払い車両に添付された自動車リサイクル券について，自動車リサイクル法に基づき，使用済自動車として手続きを行う。

2.4 転売の禁止事項

契約の相手方は，売払い車両について，外観から自衛隊車両と判別が可能な車両のキャビン，ボデーなどの各種外装部品及びフレームは，微細化，圧壊又は溶解して金属材料とする以外は，一切転売してはならない。当該部品が一般市場に流通した場合（未遂を含む。）は，契約担当官は，契約の相手方に対し損害賠償を請求する。

2.5 車両の解体・処分要領

車両の解体及び処分要領は，次による。

a) 契約の相手方は，2.4で転売禁止とするもの以外の車両のキャビン，ボデーなどの外装部品及びフレームを引き渡した日から３か月以内に，法令等に規定する基準に従い解体・破砕を実施する。

b) 契約の相手方は，下請けさせた他の業者（以下，“下請負者”という。）及び解体自動車（廃車ガラ）の売却先を報告する。

3 品質保証

監督及び検査は，契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

4 その他の指示

4.1 提出書類

提出書類は，調達要領指定書によって指定する場合を除き，**表1**による。

表1－提出書類

番号	名称	数量	提出先	提出時期	摘要
1	下請負承認申請書[b)]	各1	[a)]	入札開始前までに	都道府県知事の許可証[c)]を添付
2	細部実施要領書			契約締結後速やかに	**図1**による。
3	受領書			売払い車両の引渡し時	ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１の**図8**による。
4	解体証明書[d)]			作業完了後１５日以内	**図2**による。
5	破砕証明書[d)]				**図3**による。

注[a)] 調達要領指定書によって指定する。

注[b)] 契約の相手方がフロン回収及び解体・破砕の全てを行う場合は，除く。

注[c)] 契約の相手方は，下請負者が解体・破砕を行う場合は，当該引渡しの証明が可能な証書を添付する。

注[d)] 売払い車両ごとの解体・破砕の時期，場所及び監督・検査の時期を明記する。

4.2 官側の支援

契約の相手方は，売払い車両の処理の作業において，官側の支援を必要とする場合は，事前に協議のうえ，次の事項について支援を受けることが可能である。

a) 自衛隊などの敷地への立ち入りに関する事項

b) 売払いのため，最低限の図面の貸出し又は閲覧に関する事項

4.3 安全管理

売払いの作業は，安全管理に万全を期する。

4.4 売払いに関する保全

売払いに関する保全は，次による。

a) 契約の相手方は，4.2 b)で貸出し又は閲覧した図面について，申請手続きのための提出書類とする場合を除き，複製してはならない。また，売払い後確実に監督官へ返却しなければならない。

b) 契約の相手方は，売払いの履行に当たり直接又は間接にかかわらず知り得た事項を漏えい，別途利用及びその他への公表をしてはならない。また，この契約終了後も同様とする。

4.5 その他

その他は，次による。

a) 契約の相手方は，官側の施設及び機材，物品などに損傷を与えた場合は，速やかに契約担当官等と協議する。

b) 契約の相手方は，履行期間の延長を必要とする場合は，契約担当官等と協議する。

4.6 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１の8.3による。

細　部　実　施　要　領　書

分任契約担当官
陸上自衛隊〇〇駐屯地
〇〇　〇〇　殿

住　所
会社名
代表者名

件名：使用済自動車（被けん引車、二輪、大型特殊等）の売払い
搬出場所：〇〇駐屯地

1　解体作業場所

2　引取り日（搬出日）

3　解体作業内容

4　破砕作業内容

図1－細部実施要領書の様式